

随意契約により締結する契約の内容等

平成 31 年 3 月 29 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係1-(18)に基づき、随意契約の方法により締結する契約の内容を次のとおり公表します。

実施機関名 経済部観光局

買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量	北海道さっぽろ観光案内所管理運営業務
契約を締結する時期	平成31年4月1日～平成32年3月31日
契約の相手方の選定方法	別紙のとおり
契約の相手方の選定基準	別紙のとおり
応募する者に必要な資格	別紙のとおり
応募の方法及び期限	—
その他	

上記契約の締結状況を次のとおり公表します。

平成 31 年 4 月 1 日

契約を締結した年月日	平成31年3月29日
契約の相手方の氏名及び住所	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会
契約金額	21,503,052円
契約の相手方を選定した理由	当該案内所により提供される観光情報の質を確保し、利用者の利便性や満足度を高めていくため、契約金額によって業務の質が低下する等の条件が不利となつては契約の目的を達成し得ず、北海道さっぽろ観光案内所運営協議会は、北海道観光及び札幌観光の中核的な役割を果たす公益的法人であり、案内所設置以来、運営業績と効果を挙げており、当該委託業務を効果的かつ的確に実施できる唯一の団体であるため。

- 注 1 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の1者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 2 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 3 契約の相手方が法人である場合は、「契約の相手方の氏名及び住所」欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 指名した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該指名した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を付記するほか、見積書の徴取により選定した場合にあっては見積合わせの結果を、契約履行提案書により選定した場合にあっては指名選考の過程及びその理由を付記すること。
- 5 1件の予定価格が30万円未満の契約の場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に「少額による1者選定」等と記載して差し支えない。
- 6 公募に応募した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該公募に応募した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を付記すること。

- 1 運用方針第3節（随意契約）関係の1の規定により財務規則第162条の3の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第○号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達）第3節（随意契約）関係の1の（○）」に「買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。

業者選定理由書

1 設置時の経過

- (1) 北海道さっぽろ観光案内所は、北海道さっぽろ「食と観光」情報館内に設置されているが、土地の賃貸者である北海道旅客鉄道株式会社のJR札幌駅高架下の開発計画において、同館設置場所は公的な施設向けのスペースと位置付けられている。(以来、現在まで北海道及び札幌市に貸し付けられている。)
- (2) 平成元年に同館の前身に当たる「北海道観光物産センター」を設置の際は、設置計画に対し、(社)北海道観光土産品協会及び札幌駅周辺の土産品販売業者から、民間の事業活動に影響を及ぼすことのないようにとの要望書が提出されたことから、業務の委託先については、公益を目的とする団体とすることで要望者の同意を得ている。
- (3) 同館は「北海道観光物産センター」の機能を強化したものであり、同センターと性質を異にするものではないことから、上記経過については引き続き尊重すべき事項となる。

2 選定基準

北海道さっぽろ観光案内所の設置の目的は、JR札幌駅という地の利を生かして、道民や来道観光客等に対し、道内観光案内及び本道観光の紹介、宣伝を実施し、また道内各市町村等の観光キャンペーンを支援することであり、効果的に運営するために、設置時の経過も踏まえ、次の要件を具備した公益的な団体に委託することが必要である。

- (1) 道民及び来道観光客等からの広範な照会に答えるため、様々な観光知識及び情報を有し、かつ提供できる体制が整っている団体であること。
- (2) 全道にわたるきめ細やかな観光情報(積雪、開花時期、イベント、土産品、新たな観光施設等)を蓄積しており、多様な問い合わせに的確に答えることができること。
- (3) 蓄積した観光情報の更新及び新たな観光情報をいち早く入手し、提供できる体制が整っていること。
- (4) 全道の市町村及び観光協会等をカバーし、ポスター、パンフレット等による観光情報を提供できる体制が整っていること。
- (5) 道内各市町村や観光協会等のキャンペーンが効果的に実施できるよう支援することができること。
- (6) 同所を道と共同して設置・運営する札幌市から、受託業者は札幌市内の観光情報について特に広範な観光知識及び情報を有し、かつ提供できる体制が整っている団体であるよう求められていることから、当該条件を具備した団体であること。

3 業者選定理由

個別事由

北海道さっぽろ観光案内所運営協議会は、公益社団法人北海道観光振興機構及び一般社団法人札幌観光協会の2者により設立された団体である。

公益社団法人北海道観光振興機構は本道の観光振興を図るため全道の市町村、観光協会、企業等が設立した法人で北海道観光の中核的な役割を果たす団体であり、また、一般社団法人札幌観光協会は札幌市の観光振興を図るために設立された法人で札幌市内観光の中核的な役割を果たす団体である。

両法人により構成される北海道さっぽろ観光案内所運営協議会は、委託業務を効果的かつ的確に実施できる唯一の団体であることから、本業務の実施に当たっては、北海道さっぽろ観光案内所運営協議会を随意契約者として選定する。